

届出対象行為

届出対象行為については、行為の着手の30日前までに市に届出し、「景観形成基準」に適合しているか、審査を受けなければなりません。

①一般地域の届出対象行為

行為の種類		規模	
建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更 (※)		高さが13m又は延べ面積が1000㎡を超えるもの(増築又は改築後においてこの規模を超えるものを含む。ただし、100㎡以下の増改築を除く)	
建築物の新築、増築、改築もしくは模様替又は色彩の変更 工作物の新築、増築、改築もしくは模様替又は色彩の変更 ※	さく、塀、擁壁等	高さが3mを超えるもの	
	煙突、排気塔、高架水槽、冷却塔、物見塔等 屋外照明等	高さが13mを超えるもの	
	電波塔等(屋外広告物を除く)、柱類(屋外広告物を除く)	高さが30mを超えるもの	
	電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路(その支持物も含む)、空中線系その他これらに類するもの	高さが30mを超えるもの	
	遊戯施設、プラント類、製造施設、貯蔵施設、 汚水処理施設 自動車駐車施設(立体駐車場)、立体駐輪場等	高さが13mを超えるもの	
	記念碑等(屋外広告物を除く)、彫像等	高さが13mを超えるもの	
	自家用以外の太陽光発電設備	パネル面積が10㎡以上を超えるもの	
開発行為(都市計画法第4条第12項) 土地の開墾その他の土地の形質の変更 土石の採取、鉦物の掘採		都市計画区域内:面積が3000㎡を超える、又は当該行為により生じる法面又は擁壁の高さが3mを超えるもの 都市計画区域外:面積が10,000㎡を超える、又は当該行為により生じる法面又は擁壁の高さが3mを超えるもの	
屋外における物件の堆積	用途を廃止された物件	新設	高さが1.5m又は水平投影面積が50㎡を越えるもの
		既存(500㎡以下)に追加	追加後の規模:同上
		既存(500㎡を越える)に追加	追加する部分の規模:高さが0.5m又は水平投影面積が50㎡を越えるもの
	一般資材等の物件	新設	高さが3m又は水平投影面積が1,000㎡を越えるもの
		既存(1,000㎡以下)に追加	追加後の規模:同上
		既存(1,000㎡を越える)に追加	追加する部分の規模:高さが1m又は水平投影面積が100㎡を越えるもの

※建築物・工作物の「外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更」は、届出対象行為のうち、その変更の範囲が外観面積の2分の1を超えるものが対象です。

②大湯環状列石重点地域の届出対象行為

行為の種類	規模	
建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更（※）	延べ面積が 10 m ² を超えるもの	
修繕もしくは模様替又は色彩の変更（※） 工作物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる	さく、塀、擁壁等	高さが 1.5m を超えるもの
	煙突、排気塔、高架水槽、冷却塔、物見塔等 屋外照明等	高さが 5m を超えるもの
	電波塔等（屋外広告物を除く）、柱類（屋外広告物を除く）	高さが 5m を超えるもの
	電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路（その支持物も含む）、空中線系その他これらに類するもの	高さが 10m を超えるもの
	遊戯施設、プラント類、製造施設、貯蔵施設、汚水処理施設 自動車駐車施設（立体駐車場）、立体駐輪場等	高さが 5m を超えるもの又は築造面積が 10 m ² を超えるもの
	記念碑等（屋外広告物を除く）、彫像等	高さが 5m を超えるもの
	自家用以外の太陽光発電設備	全ての規模
	自動販売機	全ての規模
開発行為（都市計画法第 4 条第 12 項） 土地の開墾その他の土地の形質の変更 土石の採取、鉞物の掘採	面積が 300 m ² を超えるもの、又は当該行為により生じる法面又は擁壁の高さが 1.5m を超えるもの	
屋外における物件の堆積	高さが 1.5m を超えるもの又は面積が 50 m ² を超えるもの	
木竹の伐採	高さ 5m を超えるもの又は伐採面積が 50 m ² を超えるもの	

※重点地域の建築物・工作物の「外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更」は、届出対象行為のすべての規模の行為が対象です。

③届出を要しない行為

届出対象行為のうち、次の行為については、届出は不要となります。

(以下、「法」は景観法、「政令」または「令」は景観法施行令を指します。)

(1) 通常の管理行為、軽易な行為、その他の行為で、政令で定めるもの

(法第16条第7項第1号)

- ・ 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等 (令第8条第1号)
- ・ 仮設の工作物の建設等 (令第8条第2号)
- ・ 木竹の伐採のうち、除伐や間伐など通常行われる伐採又は枯渴した木竹や危険な木竹の伐採等 (令第8条第3号)
- ・ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為 (令第8条第4号イ)
- ・ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為等であり、建築物の建築や土地の開墾などに該当しないもの (令第8条第4号ハ)

(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 (法第16条第7項第2号)

(3) 景観重要建造物について、許可を受けて行う行為 (法第16条第7項第3号)

(4) 景観重要公共施設の整備として行う行為 (法第16条第7項第4号)

(5) 地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築等の行為 (法第16条第7項第10号)

⇒ 都市計画法の地区計画に係る届出が必要となります

(6) 文化財保護法に基づく重要文化財や史跡の手続きを経て行う行為 (令第10条第3号)

- ・ 文化庁長官の許可を受けて行う重要文化財の現状変更 (文化財保護法第43条第1項)
- ・ 文化庁長官の許可を受けて行う史跡名勝天然記念物の現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為 (文化財保護法第125条第1項)
- ・ あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めて行う重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為 (文化財保護法第168条第1項第1号)

(7) 秋田県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置 (令第10条第4号)

⇒ 条例に基づき、秋田県への申請等が必要となります

(8) 鹿角市景観条例で定める行為 (法第16条第7項第11号)

- ① 建築物の増築又は改築で当該行為に係る部分の延べ面積が100平方メートル以下のもの (建築物の高さを増加する増築及び大湯環状列石重点地域での増築又は改築を除く。)
- ② 建築基準法の規定による許可を受けた仮設建築物の建築
- ③ 物件の堆積で12箇月を超えないもの
- ④ 自然公園法に基づく手続きを経て行う行為
- ⑤ 秋田県文化財保護条例又は鹿角市文化財保護条例に基づく文化財の手続きを経て行う行為